

茨城県過疎地域持続的発展支援交付金の概要

1 事業の目的

茨城県過疎地域持続的発展方針のもと、過疎市町が過疎地域持続的発展計画に基づき実施する過疎対策事業に対し支援を行うことにより、過疎地域の発展支援を図る。

2 事業の内容

過疎市町が、過疎対策事業債（充当率100%、交付税措置率70%）を財源として過疎対策事業を実施する場合、各市町の実負担の1/2（全体事業費の15%）相当額を交付金として交付（ただし、1地域当たりの交付限度額は3,000千円）

（参考）：全体事業費と県交付金との関係

交付税措置（70%）	市町負担（15%）
	県交付金（15%）

(1) 対象事業：過疎対策事業債を活用して実施する事業
※道路、漁港・港湾、下水道を除く

(2) 対象団体 過疎11市町24地域 【R4.4.1～】

- 常陸太田市：旧水府村・旧里美村の区域及び旧金砂郷町の区域
※旧金砂郷町の区域については過疎地域ではなくなったが、R3年度から6年間の経過措置が適用
- 常陸大宮市：旧御前山村・旧山方町・旧美和村・旧緒川村の区域
- 城里町：旧七会村、旧桂村の区域
- 大子町：全域
- 利根町：全域
- 稲敷市：全域（旧江戸崎町・旧新利根町・旧桜川町・旧東町の区域）
- 行方市：全域（旧麻生町・旧北浦町・旧玉造町の区域）
- かすみがうら市：旧霞ヶ浦町の区域
- 潮来市：旧牛堀町の区域
- 桜川市：全域（旧岩瀬町・旧真壁町・旧大和村の区域）
- 河内町：全域

